

四半期報告書

(第109期第1四半期)

自 平成26年4月1日
至 平成26年6月30日

日本通運株式会社

(E04319)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月14日

【四半期会計期間】 第109期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 日本通運株式会社

【英訳名】 NIPPON EXPRESS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 邊 健 二

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番3号

【電話番号】 03 (6251) 1111

【事務連絡者氏名】 財 務 部 長 増 田 貴

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番3号

【電話番号】 03 (6251) 1111

【事務連絡者氏名】 財 務 部 長 増 田 貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本通運株式会社 大阪支店
(大阪市北区梅田三丁目2番103号)
日本通運株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南四丁目12番17号)
日本通運株式会社 札幌支店 ※
(札幌市北区北七条西四丁目5番地1)
日本通運株式会社 神戸支店
(神戸市中央区浜辺通四丁目1番21号)
日本通運株式会社 横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目9番地 横浜ビル)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧すべき場所ではありませんが、
投資家の縦覧の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第108期 第1四半期 連結累計期間	第109期 第1四半期 連結累計期間	第108期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	408,795	452,984	1,752,468
経常利益 (百万円)	11,052	12,018	50,156
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,858	4,710	26,345
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	19,197	4,057	50,679
純資産額 (百万円)	521,390	507,590	509,954
総資産額 (百万円)	1,307,776	1,357,395	1,377,443
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.63	4.59	25.62
自己資本比率 (%)	39.45	36.36	36.00

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、個人消費を中心に、消費税率引上げにともなう駆け込み需要の反動減が見られたものの、企業収益の改善や設備投資の増加が続くなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

物流業界におきましては、こうした経済情勢を背景に、消費関連貨物や建設関連貨物などが一時的に減少いたしました。生産関連貨物が底堅く推移し、輸送需要は総じて増加傾向を示しました。

このような経営環境のもと、当社グループの当第1四半期連結累計期間は、運送セグメントのうち、国内会社においては、前年同四半期に比べ、海運セグメントでは減収となりましたが、複合事業、警備輸送、重量品建設、航空の各セグメントでは増収となりました。海外会社においては、前年同四半期に比べ、好調な航空貨物及び為替の影響等により米州、欧州、東アジア、南アジア・オセアニアの各セグメントで増収となりました。また、販売セグメントにおいては、前年同四半期に比べ、石油販売単価が上昇したこと等により増収となり、その他セグメントにおいては、前年同四半期に比べ、新規連結会社が加わったこと等により増収となりました。

この結果、売上高は4,529億円と前年同四半期に比べ441億円、10.8%の増収となり、経常利益については、120億円と前年同四半期に比べ9億円、8.7%の増益となりました。また、四半期純利益については、米国集団訴訟関連引当金の計上等により、47億円と前年同四半期に比べ21億円、31.3%の減益となりました。

報告セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

(売上高の明細)

			前第1四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) (百万円)	増 減 (百万円)	増減率(%)
運送	国内会社	複合事業	174,889	180,928	6,039	3.5
		警備輸送	13,674	13,812	138	1.0
		重量品建設	9,368	12,784	3,415	36.5
		航空	43,574	44,332	758	1.7
		海運	33,891	29,280	△ 4,611	△ 13.6
	海外会社	米州	15,869	18,293	2,423	15.3
		欧州	16,365	19,749	3,383	20.7
		東アジア	19,612	23,052	3,440	17.5
南アジア・ オセアニア		11,518	13,912	2,393	20.8	
販売			91,433	102,193	10,760	11.8
その他			9,163	26,696	17,533	191.3
合計			439,361	485,035	45,674	10.4

(セグメント利益(営業利益)の明細)

			前第1四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) (百万円)	増 減 (百万円)	増減率(%)
運送	国内会社	複合事業	2,321	2,576	255	11.0
		警備輸送	316	326	9	3.1
		重量品建設	502	577	75	15.1
		航空	1,089	662	△ 426	△ 39.2
		海運	2,117	1,521	△ 595	△ 28.1
	海外会社	米州	271	929	657	242.1
		欧州	110	481	371	337.2
		東アジア	203	334	131	64.9
南アジア・ オセアニア		193	293	100	51.9	
販売			1,017	1,560	542	53.3
その他			138	241	102	73.9
合計			8,281	9,506	1,225	14.8

1. 複合事業（運送、国内会社）

輸送需要の増加から自動車運送の取扱いが増加したこと等により、売上高は1,809億円と前年同四半期に比べ60億円、3.5%の増収となり、営業利益は25億円と前年同四半期に比べ2億円、11.0%の増益となりました。

2. 警備輸送（運送、国内会社）

輸送業務の取扱いが堅調に推移したこと等により、売上高は138億円と前年同四半期に比べ1億円、1.0%の増収となり、営業利益は3億円と前年同四半期並みの水準となりました。

3. 重量品建設（運送、国内会社）

国内ではプラントのメンテナンス工事等が増加し、海外では各種プロジェクト案件が増加したこと等により、売上高は127億円と前年同四半期に比べ34億円、36.5%の増収となり、営業利益は5億円と前年同四半期に比べ7千万円、15.1%の増益となりました。

4. 航空（運送、国内会社）

国内貨物及び輸入貨物の取扱いは堅調に推移したものの、輸出貨物の取扱いが減少したこと等により、売上高は443億円と前年同四半期に比べ7億円、1.7%の増収となりましたが、営業利益は6億円と前年同四半期に比べ4億円、39.2%の減益となりました。

5. 海運（運送、国内会社）

輸入貨物の取扱いが減少したこと等により、売上高は292億円と前年同四半期に比べ46億円、13.6%の減収となり、営業利益は15億円と前年同四半期に比べ5億円、28.1%の減益となりました。

6. 米州（運送、海外会社）

海運輸入貨物、及び倉庫配送が堅調に推移したこと等により、売上高は182億円と前年同四半期に比べ24億円、15.3%の増収となり、営業利益は9億円と前年同四半期に比べ6億円、242.1%の増益となりました。

7. 欧州（運送、海外会社）

航空輸出貨物が堅調に推移したこと等により、売上高は197億円と前年同四半期に比べ33億円、20.7%の増収となり、営業利益は4億円と前年同四半期に比べ3億円、337.2%の増益となりました。

8. 東アジア（運送、海外会社）

倉庫の取扱いが堅調に推移したこと等により、売上高は230億円と前年同四半期に比べ34億円、17.5%の増収となり、営業利益は3億円と前年同四半期に比べ1億円、64.9%の増益となりました。

9. 南アジア・オセアニア（運送、海外会社）

倉庫の取扱いが堅調に推移したこと等により、売上高は139億円と前年同四半期に比べ23億円、20.8%の増収となり、営業利益は2億円と前年同四半期に比べ1億円、51.9%の増益となりました。

10. 販売

石油販売単価が上昇したこと等により、売上高は1,021億円と前年同四半期に比べ107億円、11.8%の増収となり、営業利益は15億円と前年同四半期に比べ5億円、53.3%の増益となりました。

11. その他

株式取得した日通・パナソニック ロジスティクス社、及びロジスティクスファイナンス事業が好調に推移したこと等により、売上高は266億円と前年同四半期に比べ175億円、191.3%の増収となり、営業利益は2億円と前年同四半期に比べ1億円、73.9%の増益となりました。

（注） 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、1兆3,573億円で、前連結会計年度末に比べ200億円、1.5%減となりました。

流動資産は、6,269億円で、前連結会計年度末に比べ200億円、3.1%減、固定資産は7,304億円で、前連結会計年度末並となりました。

流動資産減少の主な要因は、現金及び預金の減少等によるものです。

流動負債は、4,075億円で、前連結会計年度末に比べ299億円、6.8%減、固定負債は、4,422億円で、前連結会計年度末に比べ122億円、2.8%増となりました。

流動負債減少の主な要因は、買掛金の減少等によるものです。

固定負債増加の主な要因は、退職給付に係る負債及び長期借入金の増加等によるものです。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、5,075億円で、前連結会計年度末に比べ23億円、0.5%減となりました。これは、為替換算調整勘定の減少等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして次の施策を行なっております。

A 経営計画

当社グループは、中期経営計画である「日通グループ経営計画2015－改革と躍進－」を策定し、平成25年4月1日から、この計画に総力をあげて取り組んでおります。この計画では、「グローバルロジスティクス事業の更なる拡大」「国内事業の経営体質強化」「グループ各社の多様性を活かした事業拡大」「CSR経営に基づく、事業を通じた社会への貢献」の4つの基本戦略を掲げており、この各項目に当社グループが一体となって取り組むことで、グローバルロジスティクス企業として未来に向かって躍進してまいります。

B コーポレート・ガバナンス強化への取組み

a 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化、コンプライアンスの徹底、経営の透明性確保が重要であるとの認識に立ち、「迅速な意思決定によるスピード経営の実現」と「責任体制の明確化」を基本方針としております。これらを実現するために、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことを、最も重要な課題の一つと位置づけております。

b コーポレート・ガバナンスに関する具体的な施策の実施状況

当社は、取締役会、監査役会に加え、迅速な意思決定及び業務執行を目的として執行役員制を導入しております。

取締役会及び執行役員会は、原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催しております。また、監査役会は、原則として3ヵ月に1回及び必要に応じて随時開催しております。

なお、コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、当社ホームページに開示しておりますコーポレート・ガバナンス報告書もご参照願います。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催の第105回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「旧プラン」といいます。）を一部修正したうえで、継続することを決議いたしました。

旧プランの有効期間は平成26年6月27日開催の第108回定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、旧プランを一部修正したうえで、継続することを決定したものであります。（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）

なお、本プランは、平成26年6月27日開催の第108回定時株主総会において、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続することにつき、株主の皆様にご承認をいただいております。

A 本プランの目的

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしております。

B 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

a 本プランに係る手続き

(i) 対象となる大規模買付等

本プランは、以下の（イ）又は（ロ）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

（イ）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

（ロ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ii) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。

(iii) 「本必要情報」の提供

上記（ii）の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、一定の期間内に当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、一定の評価期間内において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から買付者等による大規模買付等の内容の評価、検討を行ない、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知いたします。

(v) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に対する勧告を行なうものといたします。

(vi) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものといたします。

(vii) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記（vi）の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（イ）買付者等が大規模買付等を中止した場合又は（ロ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(viii) 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに関する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものといたします。

b 本プランにおける対抗措置の具体的内容

原則として、新株予約権の無償割当てを行なうことといたします。

c 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

④上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は以下の理由により、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

A 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準じております。

B 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記③Aに記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されているものであります。

C 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続したものであります。

また、本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであり、その間の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

D 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しております。

E 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記③B aに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

F デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記③B cに記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止できるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,988,000,000
計	3,988,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,062,299,281	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株で あります。
計	1,062,299,281	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年6月30日	—	1,062,299,281	—	70,175	—	26,908

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿より記載しております。

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 36,445,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,021,480,000	1,021,480	—
単元未満株式	普通株式 4,374,281	—	—
発行済株式総数	1,062,299,281	—	—
総株主の議決権	—	1,021,480	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権10個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式417株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本通運株式会社	東京都港区東新橋 一丁目9番3号	36,445,000	—	36,445,000	3.4
計	—	36,445,000	—	36,445,000	3.4

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	186,297	166,188
受取手形	14,540	14,415
売掛金	273,330	266,318
たな卸資産	8,722	7,626
その他	165,468	173,685
貸倒引当金	△1,289	△1,252
流動資産合計	647,069	626,981
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具（純額）	22,032	21,444
建物（純額）	244,122	241,569
土地	174,248	174,175
その他（純額）	65,340	65,260
有形固定資産合計	505,745	502,450
無形固定資産		
のれん	16,982	16,199
その他	42,224	41,474
無形固定資産合計	59,206	57,674
投資その他の資産		
投資有価証券	112,713	117,175
その他	53,856	54,237
貸倒引当金	△1,146	△1,124
投資その他の資産合計	165,423	170,289
固定資産合計	730,374	730,414
資産合計	1,377,443	1,357,395
負債の部		
流動負債		
支払手形	8,024	7,226
買掛金	153,390	133,789
短期借入金	46,813	48,485
未払法人税等	17,063	5,055
賞与引当金	20,281	8,227
米国集団訴訟関連引当金	—	3,315
その他の引当金	200	76
その他	191,674	201,339
流動負債合計	437,449	407,516
固定負債		
社債	65,000	65,000
長期借入金	204,037	209,804
その他の引当金	1,419	1,374
退職給付に係る負債	126,951	133,670
その他	32,631	32,438
固定負債合計	430,040	442,288
負債合計	867,489	849,804

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,175	70,175
資本剰余金	26,908	26,908
利益剰余金	417,869	416,288
自己株式	△17,353	△17,358
株主資本合計	497,599	496,013
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	40,077	43,177
繰延ヘッジ損益	3	△26
為替換算調整勘定	3,829	994
退職給付に係る調整累計額	△45,628	△46,555
その他の包括利益累計額合計	△1,717	△2,409
少数株主持分	14,072	13,987
純資産合計	509,954	507,590
負債純資産合計	1,377,443	1,357,395

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	408,795	452,984
売上原価	381,344	423,120
売上総利益	27,450	29,863
販売費及び一般管理費	19,418	20,664
営業利益	8,032	9,199
営業外収益		
受取利息	164	157
受取配当金	1,415	1,308
持分法による投資利益	111	25
その他	2,526	2,522
営業外収益合計	4,217	4,013
営業外費用		
支払利息	761	741
その他	436	452
営業外費用合計	1,198	1,193
経常利益	11,052	12,018
特別利益		
固定資産売却益	1,183	279
投資有価証券売却益	137	108
その他	2	7
特別利益合計	1,323	395
特別損失		
固定資産処分損	440	910
投資有価証券評価損	24	1
米国集団訴訟関連引当金繰入額	—	3,315
その他	111	106
特別損失合計	576	4,334
税金等調整前四半期純利益	11,798	8,080
法人税等	4,711	3,258
少数株主損益調整前四半期純利益	7,086	4,821
少数株主利益	228	111
四半期純利益	6,858	4,710

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,086	4,821
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,192	3,101
繰延ヘッジ損益	18	△29
為替換算調整勘定	6,662	△2,809
退職給付に係る調整額	—	△944
持分法適用会社に対する持分相当額	237	△83
その他の包括利益合計	12,110	△764
四半期包括利益	19,197	4,057
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	18,720	4,018
少数株主に係る四半期包括利益	476	39

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	
(会計方針の変更)	
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を主として割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が2,825百万円増加し、利益剰余金が1,819百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	
税金費用の計算	
<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。</p>	

(追加情報)

米国集団訴訟関連引当金

2009年3月に公正取引委員会より、国際航空貨物利用運送に係る燃油サーチャージ等に関し、独占禁止法違反にあたるとして排除措置命令を受けました。

これに起因して米国において提訴された集団訴訟に関して、将来発生しうる損失に備えるため、現段階での見積額として、3,315百万円を「米国集団訴訟関連引当金」に計上しております。

退職給付関係

当第1四半期連結会計期間において、当社は従業員にかかる退職金規程を一部改訂しました。これに伴い、退職給付債務が3,508百万円増加しましたが、この増加は過去勤務費用に該当するため、当社の会計方針に従い、15年にわたり定額法で費用処理しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

保証先会社名	保証額(百万円)		種類
	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
株式会社ワールド流通センター	360	333	借入保証
名古屋ユナイテッドコンテナ ターミナル株式会社	758	738	〃
Portek International Pte.Ltd.	604	640	〃
その他	1,246	1,080	〃
合計	2,969	2,792	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	10,493百万円	11,606百万円
のれんの償却額	491 "	576 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,248	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

剰余金の配当

「1. 配当金支払額」に記載のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,129	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

剰余金の配当

「1. 配当金支払額」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	運送						
	国内会社					海外会社	
	複合事業	警備輸送	重量品建設	航空	海運	米州	欧州
売上高							
外部顧客への売上高	173,069	13,667	9,307	43,178	31,669	12,691	15,068
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,819	6	60	395	2,222	3,177	1,296
計	174,889	13,674	9,368	43,574	33,891	15,869	16,365
セグメント利益	2,321	316	502	1,089	2,117	271	110

	運送		販売	その他	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	海外会社						
	東アジア	南アジア・ オセアニア					
売上高							
外部顧客への売上高	17,893	10,625	76,667	4,956	408,795	—	408,795
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,718	893	14,766	4,207	30,565	△30,565	—
計	19,612	11,518	91,433	9,163	439,361	△30,565	408,795
セグメント利益	203	193	1,017	138	8,281	△249	8,032

(注) 1 セグメント利益の調整額△249百万円には、セグメント間取引消去64百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△335百万円が含まれております。全社費用は、主に企業イメージ広告に要した費用及び提出会社本社のグループ会社部門等管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	運送						
	国内会社					海外会社	
	複合事業	警備輸送	重量品建設	航空	海運	米州	欧州
売上高							
外部顧客への売上高	178,872	13,804	12,732	43,881	26,844	15,312	18,404
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,055	7	52	451	2,436	2,980	1,345
計	180,928	13,812	12,784	44,332	29,280	18,293	19,749
セグメント利益	2,576	326	577	662	1,521	929	481

	運送		販売	その他	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	海外会社						
	東アジア	南アジア・ オセアニア					
売上高							
外部顧客への売上高	21,145	12,811	87,358	21,816	452,984	—	452,984
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,907	1,100	14,834	4,880	32,051	△32,051	—
計	23,052	13,912	102,193	26,696	485,035	△32,051	452,984
セグメント利益	334	293	1,560	241	9,506	△307	9,199

(注) 1 セグメント利益の調整額△307百万円には、セグメント間取引消去5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△362百万円が含まれております。全社費用は、主に企業イメージ広告に要した費用及び提出会社本社のグループ会社部門等管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に變更しております。

なお、当該変更による各報告セグメント等への影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	6円63銭	4円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,858	4,710
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,858	4,710
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,035,028	1,025,847

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月14日

日本通運株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川純夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野原徳郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本通運株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本通運株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月14日
【会社名】	日本通運株式会社
【英訳名】	NIPPON EXPRESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡 邊 健 二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本通運株式会社 大阪支店 (大阪市北区梅田三丁目2番103号) 日本通運株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南四丁目12番17号) 日本通運株式会社 札幌支店 ※ (札幌市北区北七条西四丁目5番地1) 日本通運株式会社 神戸支店 (神戸市中央区浜辺通四丁目1番21号) 日本通運株式会社 横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地 横浜ビル) (注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧すべき場所ではあ りませんが、投資家の縦覧の便宜のため備えるものでありま す。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 渡邊健二は、当社の第109期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

